第2回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(令和2年4月13日開催)

【本部長指示事項】

(市長)

4月以降これまで、本市では毎日、感染者が発生しています。

4月11日は、1日あたりの感染者数が過去最高の7人となり、昨日12日までで本市発表の感染者数は37人となりました。

そういった中、4月10日金曜日に、東京都、神奈川県、埼玉県は、特措法に基づく施設の使用停止要請をすることを発表しました。

その時点において千葉県は、休業要請するまでに至っていませんでした。

このことから、我々としては一刻の猶予もないと判断し、本市独自にキャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス等の遊興施設、クラスター発生が懸念されるスポーツクラブ、麻雀店、パチンコ店等を対象に、14日から5月6日までの営業自粛要請を本市独自で、実施する方法を考えていました。

一方で、昨日、県の方から、今回、本市が営業自粛をお願いしようとしていた施設を含む形で施設の使用停止要請を4月14日午前0時から5月6日までの間で行うとの連絡がありました。

我々としては千葉県知事の判断を歓迎するものです。

本市としては、県の支援策が明確になっていない状況ではあるものの、今回、県が施設の使用停止要請の対象としているすべての施設について、施設の使用停止要請のご協力をいただける場合、従業員の皆さんが、国や県の支援制度をしっかりと受けられるよう手続きを支援する社会保険労務士を用意するなど、中小企業の支援策を実施していきたいと考えています。

飲食店に関しては、できる限りデリバリー等の対応に切り換えていただくよう、支援について検 討するようお願いします。

「ネットカフェ難民」という言葉がありますが、今回の休業要請のみならず、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、住まいに関して課題を抱える方々が想定されます。そうしたことについて、各部局においてしっかりと対応するよう指示します。

全国の感染者数が日々増加しており、まだまだ予断を許さない状況が続いています。感染の拡大 防止はもとより、経済支援策についても、引き続き積極的な対応をお願いします。